

年間平均で算出した標準報酬月額に係る保険者算定の留意事項

厚生労働省より、平成 23 年 3 月 31 日付で『「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正について』（保発 0331 第 17 号・年発 0331 第 9 号）及び『「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正について』（保保発 0331 第 1 号・年管管発 0331 第 12 号）により、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和 36 年 1 月 26 日保発第 4 号）及び「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」（保険発第 7 号）が一部改正され、平成 23 年 4 月 1 日から、「当年の 4、5、6 月の 3 か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と「前年の 7 月から当年の 6 月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」の間に 2 等級以上の差を生じた場合で、この差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合も保険者算定を行うことが可能とされ、また、同日付で『「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正等に伴う事務処理等について』（保保発 0331 第 6 号・年管管発 0331 第 14 号）等により、当該一部改正に伴う事務処理等が示されたことから、以下の点に留意して取り扱うこととする。

1 対象範囲等

(1) 追加された保険者算定の要件は、

- ・ 「通常の方法で算出した標準報酬月額」と「年間平均で算出した標準報酬月額」の間に 2 等級以上の差が生じた場合
- ・ この 2 等級以上の差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合が対象となることとされており、さらに、被保険者の同意が必要とされている。

※1 「通常の方法で算出した標準報酬月額」とは、当年 4 月～6 月の 3 か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額（支払基礎日数 17 日未満の月を除く。）

※2 「年間平均で算出した標準報酬月額」とは、前年の 7 月から当年の 6 月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額（支払基礎日数 17 日未満の月を除く。）

(2) 2 等級以上の差が生じた場合とは、通常の方法で算出した標準報酬月額よりも年間平均で算出した標準報酬月額が低い場合だけでなく高い場合も含まれる。

(3) 当年 3 月までに資格取得した者（支払基礎日数 17 日以上必要。）も対象とされているが、当年 4 月～5 月に資格取得した者については、一年間の報酬月額の平均の計算対象となる月が一月も確保されていないため、対象とならない。

なお、当年 6 月に資格取得した場合は、当年度の定時決定の対象外である。

(4) 当年 7～9 月に被保険者報酬月額変更届による改定（以下「随時改定」という。）

を行った者については、随時改定が優先するため、対象とならない。

- (5) 当該保険者算定の要件を満たしているが申立をしない場合は、通常の報酬月額の算定のルールに基づいて標準報酬月額を決定することとなる。
- (6) 随時改定と同様に、以下の事例に該当する場合は、1等級差でも今回追加された保険者算定の対象とされている。

<健康保険>

- ① 4～6月の報酬月額の平均と前年7月～当年6月までの報酬月額の平均の、いずれか片方の月額が124.5万円以上、もう片方の月額が111.5万円以上117.5万円未満の場合
- ② 4～6月の報酬月額の平均と前年7月～当年6月までの報酬月額の平均の、いずれか片方の月額が5.3万円未満、もう片方の月額が6.3万円以上7.3万円未満の場合

<厚生年金保険>

- ① 4～6月の報酬月額の平均と前年7月～当年6月までの報酬月額の平均の、いずれか片方の月額が63.5万円以上、もう片方の月額が57.5万円以上60.5万円未満の場合
- ② 4～6月の報酬月額の平均と前年7月～当年6月までの報酬月額の平均の、いずれか片方の月額が9.3万円未満、もう片方の月額が10.1万円以上10.7万円未満の場合

- (7) 一時帰休については、当年7月1日時点で一時帰休が解消される見込みがあるか確認し、

- ① 当年7月1日時点で一時帰休が解消される見込みがある場合

今回追加した保険者算定のルールを適用する。

4月～6月までのうち、一時帰休に伴う休業手当等が支払われなかった月における報酬月額の平均と、前年7月～当年6月（一時帰休に伴う休業手当等を受けた月は除く。）までの報酬月額の平均を比較して、標準報酬月額等級区分に2等級以上の差が生じれば対象とする。

- ② 当年7月1日時点で一時帰休が解消される見込みがない場合

今回追加した保険者算定のルールを適用しない。

- (8) 前年7月～当年6月までの間に固定的賃金変動が起こった場合でも、報酬月額の平均の計算対象となる月であれば、固定的賃金変動が反映された報酬も含めて報酬月額の平均を計算する。

- (9) 「業務の性質上例年発生することが見込まれる」とは、業種や職種の特性上、基本的に毎年4月～6月が繁忙期に当たるため、4月～6月までの期間中の残業手当等が、他の期間と比べて多く支給されることなどを理由として、例年季節的な報酬変動の起こることが想定されることをいい、単年度のみ繁忙であったなど、業務の一次的な繁忙による報酬の増加等は対象外である。

また、例年見込まれる業種については、以下のような業種等が考えられるが、これらに限らずその地域等で毎年4月～6月が繁忙期となる特性のある業種等が考えられる。

- ① 4月～6月が繁忙期になるような業種

- ・ 4月～6月の時期に収穫期を迎える農産物の加工の業種
- ・ 夏に売り上げが上昇する商品の製造を4月～6月に増加する業種
- ・ 取り扱う魚種の漁期により加工が4月～6月に上昇する水産加工業等の業種
- ・ ビルメンテナンス等が年度末（3月～5月）に集中する清掃・設備点検の業種
- ・ 田植え時期の準備等で4月～6月残業が増加する農業関係の業種（農業法人等）
- ・ 4月の転勤、入社、入学に合わせて業務が増加する引越し、不動産、学生服販売等の業種

② 4月～6月が繁忙期になるような部署

- ・ 業種を問わず人事異動や決算のため4月時期が繁忙期になり残業代が増加する総務、会計等の部署

③ 4月～6月の報酬平均が年間の報酬平均よりも低くなる業種

- ・ 冬季に限定される杜氏、寒天製作業、測量関係等の業種
- ・ 夏・冬季に繁忙期を迎えるホテル等の業種

2 届出方法及び審査等

(1) 申し立てする場合は、

- ① 健康保険・厚生年金保険被保険者月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）の備考欄に「年間平均」と付記いただき
- ② （様式1）「年間報酬の平均で算定することの申立書」
- ③ （様式2）「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等」を添付いただくこと。（原本でなく写しでもよい。）

(2) 上記2の(1)の付記がされている者について、

- ① 被保険者の報酬月額の変動が、業務の性質上、例年見込まれるかを（様式1）にて業種等及び理由を確認すること。
- ② 申立て内容の繁忙期であることを（様式2）の【前年7月～当年6月の報酬額等の欄】にて報酬額等を確認する。
- ③ 通常の方法で算出した標準報酬月額と、年間平均で算出した標準報酬月額との間に2等級以上の差を生じているか（様式2）の【標準報酬月額の比較欄】にて確認すること。
- ④ 被保険者が同意しているかを（様式2）の【被保険者の同意欄】に被保険者の「自署」又は「記名押印」がされているか確認すること。

(3) （様式2）の【標準報酬月額の比較欄】の「前年7月～本年6月の合計額」、「前年7月～本年6月の平均額」、「本年4月～6月の合計額」及び「本年4月～6月の平均額」の金額については、

- ① 支払基礎日数17日未満の月の報酬額は除く。（前年7月～当年3月までの間に、少なくとも一月以上確保されている必要がある。）
- ② 短時間就労者の場合は、「通常の方法で算出した標準報酬月額」（支払基礎日数が17日以上あればその月の報酬の平均額。17日以上がなければ、15日以上の月の報酬の平均額）と「年間平均で算出した標準報酬月額」（15日以上の月の

報酬の平均額)を比較する。

- ③ 低額の休職給を受けた月、ストライキによる賃金カットを受けた月及び一時帰休に伴う休業手当等を受けた月を除く。
 - ④ 給与の支払いに遅配がある場合は
 - ア 前年6月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年7月～当年6月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除く。
 - イ 前年7月～当年6月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、当年7月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除く。
- (4) 申立の内容等を確認し、要件に該当しないと判断される場合は、通常の方法で算出した標準報酬月額により決定すること。
- なお、通常の方法で算出した標準報酬月額と年間平均で算出した標準報酬月額に2等級以上の差がない等の要件に該当しない場合で、事業主等から理由を文書で求められた場合については(様式3 記載例)「定時決定に係る年間報酬額算定の不該当のお知らせ」を作成し、事業主あてに該当しない理由をお知らせすること。
- なお(様式3)については、決定通知書の送付に併せて送付しても差し支えない。
- (5) 上記1の(9)の業種等以外にも、様々な業種の事業所が対象となると考えられるため、特に上記1の(9)③のような事業所が4月～6月が繁忙期であるとして申立てがされた場合は賃金台帳等の提出を依頼するなどして、その事実を確認すること。
- また、適用事業所全体の単位だけでなく、上記1の(9)の②のように適用事業所の部署単位でも対象となるため、業種のみでなく職種を確認し、2等級以上の差が例年発生することが見込まれるのか、複数年の賃金台帳等の提出を依頼するなどしてその事実を確認すること。
- (6) 繁忙期が1年間に複数回あったとしても、4月～6月までの報酬月額の平均と、前年7月～当年6月までの報酬月額の平均との間に、標準報酬月額等級区分で2等級以上の差があれば対象となるため、審査せず戻すことのないよう留意すること。
- (7) 上記1の(6)において、1等級の場合においては、(様式2)の備考欄に必要な応じて「上限(下限)のため該当」等と記載すること。

3 その他の留意事項

- (1) 年間の賞与の支払回数が4回以上であったが、前年7月から当年6月までの間に4回未満に変更になった場合は、当該期間に支払われた賞与を除いて年間平均報酬額を算出する。

また、当該期間に賞与の支払回数が4回以上であった場合は、当該賞与を含めて年間平均報酬額を算出する。
- (2) 二以上勤務者の場合は、1事業所のみが当該保険者算定の対象となる場合についても、当該1事業所についての提出が可能となるが、按分変更等が必要となるので、徴収担当課に連絡する。
- (3) 厚生年金基金又は健康保険組合に加入している事業所に対しては、それぞれに書類を提出する必要がある旨を説明すること。
- (4) また、健康保険組合と見解が相違し調整がつかない場合又は当該保険者算定の要件に該当するか判断できない場合については、(様式4)「年間平均保険者算定に係る疑

義照会票」により、ブロック本部を経由して、本部厚生年金保険部適用企画指導Gの担当者あて送付し相談すること。

(5) 届書等の保管

当該保険者算定を行った事業所に係る算定基礎届及び添付書類は、一緒に保管することとするが、保管方法や保管スペース等の都合に応じて、別保管してもよい。ただし、必要があれば直ちに確認ができるようにすること。

(6) この取扱いは、厚生年金保険の70歳以上の被用者も対象となるので、「厚生年金保険70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届」と併せて、同様の添付書類が必要となる。

(7) 算定基礎届は電子申請、磁気媒体でも可能であるが、添付書類は別途郵送等いただくこと。

(様式1)

〇〇年金事務所長 様

年間報酬の平均で算定することの申立書

当事業所は〇〇〇〇〇業を行っており、毎年、4月から6月までの間は、〇〇〇〇〇〇の理由により繁忙期となることから、健康保険及び厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり、健康保険法第41条及び厚生年金保険法第21条の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」(年間)にて決定していただくよう申立てします。

なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

平成 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

印

連絡先

※ 業種等は正確に記入いただき、理由は具体的に記載をお願いします。

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、
厚生年金保険 標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等

【申請にあたっての注意事項】

- この用紙は、算定基礎届をお届けいただくにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- また、被保険者の同意を得ている必要がありますので、同意欄に被保険者の自署にて氏名を記入いただくか記名のうえ押印してください。
- なお、標準報酬月額は、年金や傷病手当金など、被保険者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことにご留意下さい。

事業所整理記号		事業所名称	
---------	--	-------	--

被保険者整理番号	被保険者の氏名	生年月日	種別

【前年7月～当年6月の報酬額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数	通貨によるものの額	現物によるものの額	合計
平成 年 7 月	日	円	円
平成 年 8 月	日	円	円
平成 年 9 月	日	円	円
平成 年 10 月	日	円	円
平成 年 11 月	日	円	円
平成 年 12 月	日	円	円
平成 年 1 月	日	円	円
平成 年 2 月	日	円	円
平成 年 3 月	日	円	円
平成 年 4 月	日	円	円
平成 年 5 月	日	円	円
平成 年 6 月	日	円	円

【標準報酬月額の比較欄】※全て事業主が記載してください。

従前の標準報酬月額	健康保険	厚生年金保険
	千円	千円

前年7月～本年6月の合計額(※)	前年7月～本年6月の平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
円	円		千円		千円

本年4月～6月の合計額(※)	本年4月～6月の平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
円	円		千円		千円

2等級以上(○又は×)	修正平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
	円		千円		千円

【標準報酬月額の比較欄】の(※)部分を算出する場合は、以下にご注意ください。

- 支払基礎日数17日未満の月の報酬額は除く。
- 短時間就労者(パート、アルバイト等)の場合は、「本年4月～6月の合計額、平均額」には、支払基礎日数が17日以上あればその月の報酬の合計額、平均額。17日以上がなければ、15日以上月の報酬の合計額、平均額を記載。また、「前年7月～本年6月の合計額、平均額」には、15日以上月の報酬の合計額、平均額。
- 低額の休職給を受けた月、ストライキによる賃金カットを受けた月及び一時帰休に伴う休業手当等を受けた月を除く。
- 給与の支払いに遅配がある場合は
 - ア 前年6月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年7月～当年6月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除く。
 - イ 前年7月～当年6月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、当年7月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除く。
- この保険者算定の要件に該当する場合は、「修正平均額」には、「前年7月～本年6月の平均額」を記入。
- 上記①～④に該当した場合は、その旨を【備考欄】に記入してください。

【被保険者の同意欄】

私は本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当事業所が申立てすることに同意します。

被保険者氏名

Ⓢ

【備考欄】

(様式3) 記載例

平成 年 月 日

〇〇〇〇株式会社 事業主 様

〇〇年金事務所

定時決定に係る年間報酬額算定の不該当のお知らせ

平成〇年〇月〇日に届出いただきました算定基礎届について確認したところ、以下の方については、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額算定の特例」(年間)に該当しないので、お知らせいたします。

なお、該当されなかった方に対しまして、その旨御周知下さいますようお願いいたします。

健康保険法第41条及び厚生年金保険法第21条の規定による決定を行ったことによる決定通知書については、別途、送付させていただいておりますので、ご確認ください。

1 理由

記入例：

- ・ 「当年の4、5、6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と「前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差が生じないため。
- ・ 申立書の内容を確認したところ、標準報酬月額における「2等級の差」が業務の性質上例年発生することが見込まれないため。

2 今回該当しなかった方

- ・ 被保険者整理番号〇〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇様
- ・ 被保険者整理番号〇〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇様
- ・ 被保険者整理番号〇〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇様

《照会先》

日本年金機構〇〇年金事務所厚生年金適用調査課

(又は〇〇事務センター)

〇〇健康保険組合

連絡先電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(様式4)

年間平均保険者算定に係る疑義照会票

照会年月日	照会内容	照会者(所属名、担当者名)	ブロック本部(所属名、担当者名)
平成23年6月6日	・今回追加された保険者算定について.....。	〇〇年金事務所 厚生年金適用調査課 年金 太郎	〇〇ブロック本部 厚生年金適用支援G 年金 花子 TEL 000-000-0000